

選挙管理委員会定例会次第

日時：令和7年12月1日（月）午前10時00分

場所：朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

選挙人名簿関係

議案第56号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第57号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第58号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第59号 在外選挙人名簿から抹消することについて

選挙管理委員会告示関係

議案第60号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び
労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正
する告示について

定時登録日関係

議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて

- 5 その他
- 6 閉会

議案第 5 6 号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男 1, 0 4 9 人

女 8 3 0 人

計 1, 8 7 9 人

議案第 57 号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男	878 人
女	781 人
計	1,659 人

令和7年12月1日定時登録概要について

1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転 入 令和7年6月2日～令和7年9月1日《転入届出日》
年 齢 平成19年9月3日～平成19年12月2日《生年月日》

男	1,049 人 (158人)
女	830 人 (144人)
計	1,879 人 (302人)

2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和7年5月1日～令和7年7月31日
死 亡 令和7年9月2日～令和7年12月1日

男	878 人 (144人)
女	781 人 (139人)
計	1,659 人 (283人)

3. 市内転居について

令和7年11月19日まで処理

4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の 特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の 特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織 及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1

50分の1の数 2,396人

6分の1の数 19,960人

3分の1の数 39,920人

投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和7年12月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	揭示場数
1	第一小学校	1,929	1,926	3,855	7
2	根岸台市民センター	4,091	4,127	8,218	8
3	内間木公民館	2,355	2,228	4,583	8
4	第四小学校	1,374	1,378	2,752	7
5	第五小学校	3,463	3,568	7,031	8
6	第六小学校	4,295	4,193	8,488	8
7	第一中学校	1,355	1,218	2,573	7
8	東朝霞公民館	3,090	3,174	6,264	8
9	第四中学校	2,162	2,043	4,205	7
10	宮戸市民センター	2,687	2,639	5,326	8
11	志木聖母教会	3,023	3,081	6,104	8
12	浜崎団地集会所	2,853	2,928	5,781	8
13	東朝霞保育園	2,661	2,691	5,352	8
14	栄町保育園	2,669	2,600	5,269	8
15	保健センター	4,062	4,265	8,327	8
16	根岸台保育園	1,957	1,921	3,878	7
17	弁財市民センター	3,024	3,101	6,125	8
18	第七小学校	3,715	3,794	7,509	8
19	膝折団地集会所	1,168	1,061	2,229	7
20	溝沼市民センター	2,813	2,699	5,512	8
21	西朝霞公民館	2,048	2,070	4,118	7
22	膝折市民センター	1,474	1,484	2,958	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,653	1,649	3,302	7
計		59,921	59,838	119,759	175

議案第58号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年12月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	0 人
女	4 人
計	4 人

令和7年9月2日から令和7年12月1日まで

在外選舉人名簿登録者一覽表

[illegible]

議案第59号

在外選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和7年12月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1 人
女	0 人
計	1 人

令和7年9月2日から令和7年12月1日まで

在外選舉人名簿抹消者一覽表

[illegible]

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和7年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	56	53	109
登録者数		4	4
抹消者数	1		1
令和7年12月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	55	57	112

在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
令和4年6月1日現在	60	54	114	—	—	—
令和4年6月21日現在	63	54	117	3	0	3
令和4年9月1日現在	59	52	111	△4	△2	△6
令和4年12月1日現在	54	51	105	△5	△1	△6
令和5年3月1日現在	53	50	103	△1	△1	△2
令和5年6月1日現在	51	51	102	△2	1	△1
令和5年7月3日現在	50	50	100	△1	△1	△2
令和5年7月19日現在	51	51	102	1	1	2
令和5年9月1日現在	50	51	101	△1	0	△1
令和5年10月30日現在	47	51	98	△3	0	△3
令和5年11月25日現在	48	52	100	1	1	2
令和5年12月1日現在	49	53	102	1	1	2
令和6年3月1日現在	49	54	103	0	1	1
令和6年6月1日現在	49	54	103	0	0	0
令和6年7月9日現在	50	54	104	1	0	1
令和6年8月7日現在	51	55	106	1	1	2
令和6年9月1日現在	51	56	107	0	1	1
令和6年10月9日現在	50	54	104	△1	△2	△3
令和6年10月14日現在	52	55	107	2	1	3
令和6年12月2日現在	50	51	101	△2	△4	△6
令和7年3月1日現在	51	51	102	1	0	1
令和7年6月1日現在	52	51	103	1	0	1
令和7年7月2日現在	56	53	109	4	2	6
令和7年9月1日現在	56	53	109	0	0	0
令和7年12月1日現在	55	57	112	△1	4	3

近隣市の状況

令和7年9月1日現在

	男	女	計
朝霞市	56	53	109
志木市	40	46	86
和光市	64	77	141
新座市	65	80	145

議案第60号

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示について

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額（平成5年朝霞市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正することについて議決を求める。

令和7年12月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

本則第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

本則第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「第1号ア、イ及びウ」を「第1号アからエまで」に改め、同号イ中「1万円」を「2万円」に改め、本則第4号ア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号イ中「1万5,000円」を「2万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、令和8年1月1日以後その期日を告示される選挙から適用する。

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示

1 改正の趣旨

令和7年6月に公職選挙法施行令が改正され、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額について、改定されました。この報酬及び費用弁償の額は、公職選挙法により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が政令で定める基準に従い定めることと規定されていることから、市議会議員及び市長選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額を改正された公職選挙法施行令に合わせるものです。

2 改正の内容

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

区 分	改正後	改正前
航空賃	旅客運賃等により算出した実費額	規定なし
宿泊料 (食事料2食分を含む。)	1夜につき23,000円	1夜につき12,000円
弁当料	1食につき1,500円 1日につき4,500円	1食につき1,000円 1日につき3,000円
茶菓料	1日につき1,000円	1日につき500円

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

区 分	改正後	改正前
航空賃	旅客運賃等により算出した実費額	規定なし
宿泊料 (食事料を除く。)	1夜につき20,000円	1夜につき10,000円

(3) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

区 分	改正後	改正前
事務員	1日につき15,000円	1日につき10,000円
車上等運動員、手話通訳者 及び要約筆者	1日につき20,000円	1日につき15,000円

3 施行期日等

令和8年1月1日から施行します。

改正後の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によります。

【参考資料】

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示

改正後	改正前
公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定める。 (1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア・イ (略) ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> エ (略) オ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき<u>2万3,000円</u> カ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、1日につき<u>4,500円</u> キ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u> (2) (略) (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃及び車賃</u> それぞれ第1号アからエまでに	公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定める。 (1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア・イ (略) ウ (略) エ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき<u>1万2,000円</u> オ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、1日につき<u>3,000円</u> カ 茶菓料 1日につき<u>500円</u> (2) (略) (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃_____及び車賃 それぞれ第1号ア、イ及びウに

掲げる額

イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき2万円

(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき1万5,000円

イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者
1日につき2万円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、令和8年1月1日以後その期日を告示される選挙から適用する。

掲げる額

イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき1万円

(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき1万円

イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者
1日につき1万5,000円

議案第 6 1 号

定時登録の登録日を変更することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、定時登録の登録日を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

定時登録年月	定時登録年月日
令和 8 年 3 月	令和 8 年 3 月 2 日